

# 令和4年度鹿沼市施政方針

## 1 はじめに

我が国の経済は、一昨年から始まった新型コロナウイルスの断続的な感染の拡大により、依然として先の見えない閉塞感の中で、停滞が続いております。

昨年秋には、ワクチンの接種効果等により新規感染者数が激減し、ようやく各地に人出が戻り、「リベンジ消費」などによる景気全体の持ち直しが期待され始めました。

ところが、まさに国全体が「さあこれから」と思っていた矢先の年末に、新たな変異株、オミクロン株が出現したことは、国民の間に大きな不安を再度広げることとなり、経済にも悪影響を与えています。

こうした中、国では、昨年11月に55.7兆円という過去最大の財政支出を伴う大規模な「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を打ち出し、感染防止と社会経済活動の維持の両立を図っています。

本市でも、この難局を乗り切るため、国や県、関係機関と連携し、医療提供体制の充実、ワクチン接種の促進、そして感染症の影響により厳しい状況にある市民の皆さんの暮らしや事業の支援に全力で取り組んでまいります。

昨年を振り返ると、一昨年に引き続き、新型コロナウイルスの対応に尽きる一年でありました。4月から開始したワクチン接種では、医療機関や医療従事者の皆さんをはじめ、多くの市民の皆さんの御理解と御協力により順調に進めることができました。改めて感謝を申し上げます。

また、市役所新庁舎の1期工事が完了し、8月から業務を開始することができました。市民サービス提供の拠点であることはもちろん、災害時の中核的機能を担う防災の拠点として市民の皆さんの安全と安心の確保に努めてまいります。

## 2 令和4年度の施策展開

令和4年度も、まずは市民の皆さんの大切な生命や健康、暮らしを守るため、最優先で新型コロナウイルス感染拡大の防止に全力を挙げるとともに、コロナ禍で痛んでしまった暮らしや経済の再生と活性化に取り組んでまいります。

本市を取り巻く状況は、加速する人口減少と超高齢化、激甚化・頻発化する自然災害に加え、この長期化するコロナ禍が重なり、大変厳しい状況にあります。

こうした中、新たな総合計画、第8次総合計画がスタートします。先の見えない、混迷の時代だからこそ、どんな状況にも対応しきれぬ「持続可能なまち」をつくるため、大局的な視点を持った計画が必要であると感じております。

私がこれまでも目指してきた「笑顔あふれるやさしいまち」を全ての施策の基本理念として掲げ、市民の皆さんとともに安心と幸せを感じられるまちづくりを着実に進めてまいります。

## (1) 予算

本市の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、令和4年度の予算は、限られた財源を最大限有効に活用するため、改めて歳出全般にわたり事業の必要性や手法等について精査し、「選択と集中」による財源の再配分を行うとともに、各種基金や市債の効果的な活用等により一般財源の不足額を確保するなど、厳しい財政状況下にあっても、課題に的確に対応できる市政運営を念頭に編成作業を進めてまいりました。

一般会計では、対前年度比2.2パーセント増の412億円、また、水道事業会計・下水道事業会計を除く特別会計総額は、対前年度比0.9パーセント減の199億7,290万円とし、新たな総合計画の下、本市が目指す持続可能なまちづくりを推進するための「着実かつ積極型」の予算案としました。

## (2) 総合計画の政策ごとの施策

### ア 子育て・教育（すこやか）～次代の担い手を育むまちづくり～

長期化するコロナ禍の影響もあり、経済的にも心理的にも市民の不安が大きくなる中、少子化に歯止めが掛からない状況にあります。こうした中でも、安心して子どもを産み、育てられるよう、引き続き、切れ目のない、総合的な子育て支援に取り組んでまいります。

特に、来年度からは、新生児の保護者に対し、新たに「すこやか赤ちゃん応援券」を交付することとし、既存の独自事業であるチャイルドシート購入補助などと併せ「子育て世帯応援事業」として、経済的負担の更なる軽減を図ります。

併せて、民間保育園や認定こども園等の保育環境の整備を支援するなど、保育サービスの充実を図ってまいります。

また、「こども総合サポートセンター」では、様々な相談をワンストップで受け付け、専門スタッフによる質の高い支援を継続します。特に、子どもの貧困対策を推進するとともに、地域の中で子どもたちの成長を支え、見守る場所としての「子どもの居場所」の開設に向け準備を進めてまいります。

次に、教育の分野では、教員の指導力向上に取り組むとともに、コロナ禍

で加速した教育のデジタル化を踏まえ、教育ICT環境の更なる充実と有効活用を進めてまいります。

さらに、地域に開かれた学校づくりの実現に向け、地域が学校運営に参画する「コミュニティスクール」の全小中学校への導入を推進してまいります。

明るい話題として、いよいよ今年「いちご一会とちぎ国体・全国障害者スポーツ大会」が開催されます。本市では、正式競技としては卓球とバレーボール、公開競技としては武術太極拳、デモンストレーションスポーツとしてウォーキングが開催されます。コロナの感染状況を注視しつつ、市を挙げて開催の機運を高め、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、全国からお越しいただく方々に心の籠もったおもてなしができるよう着実に準備を進めてまいります。

#### イ 健康・福祉(にこやか)～いつも、誰もがいきいきと暮らせるまちづくり～

長期化するコロナ禍における生活リズムの変化は、市民の皆さんの生活や健康にも大きな影響を与えています。密を避け、外出を自粛することで、人との交流の機会は減り、地域コミュニティの希薄化も懸念されています。

さらに、8050問題やひきこもり、孤独・孤立対策など、新たな問題も顕在化しており、地域における見守りや支え合いがますます重要になっています。

こうした状況を踏まえ、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、市民の皆さんからの様々な「困りごと」に対する相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

また、障がい者支援においては、新設する「基幹相談支援センター」を中心とした総合的で専門的な相談支援体制の充実、強化を図ってまいります。

さらに、全ての世代の健康を守るため、「予防」を基本とした取組を推進し、特に、新型コロナウイルス感染症対策では、3回目のワクチン接種をはじめ、検査・相談体制の充実など、引き続き、医療機関や関係団体の皆さんの協力をいただきながらスピード感を持って対応してまいります。

#### ウ 産業・文化(にぎやか)～地域の活力あふれ、にぎわいのあるまちづくり～

新型コロナウイルスの影響が長期化している中、中小企業の事業継続や経営の安定化を支援するほか、企業の成長を促進するための伴走支援に取り組んでまいります。併せて、関係機関と連携した雇用対策に取り組むことで、地域経済の活性化と安定化を図ってまいります。

県の企業局と連携して整備を進めている鹿沼インター産業団地については、造成工事を進め、令和4年度中の予約分譲開始を目指しています。

また、本市西北部の新たな交流拠点として南摩ダムと併せて整備する水源地域振興拠点については、指定管理予定者に決まったアウトドア事業の大手、株式会社スノーピークの意見も取り入れながら、建設工事を進め、令和6年春のオープンを目指してまいります。

さらに、花木センターの道の駅化に向けて、今ある機能の充実と施設の魅力アップによる経営改善に努めつつ、交流人口や関係人口の増加につなげてまいります。

農業の分野では、食の安全安心を守るとともに、産地間競争を勝ち抜くため、農畜産物の生産支援、スマート農業の導入による作業の省力化、新規就農者への支援拡充などに取り組んでまいります。

林業の分野では、森林経営管理制度に基づき、意向調査や集積計画の作成を行い、適切な森林整備を着実に推進するとともに、木材需要の拡大と担い手の育成を図ってまいります。

#### エ 自然環境（きよらか）～豊かな自然に寄り添い共生するまちづくり～

本市が昨年表明した「気候非常事態宣言」に掲げた取組を着実に実施することで、自然環境の保護、ごみの削減、二酸化炭素の排出抑制を図り、環境にやさしい循環型社会、さらには脱炭素社会の形成を目指してまいります。

併せて、老朽化した「粗大ごみ処理施設」の大規模改修に着手し、継続的で安定的なごみ処理を推進します。

さらに、家庭系の搬入ごみの有料化と併せ、祝日収集を拡充することで、ごみの排出量の抑制と市民サービスの向上を図ります。

#### オ 都市基盤・危機管理（しなやか）～弾力ある安全安心の強いまちづくり～

持続可能で暮らしやすい都市空間の形成を目指し、都市機能の集積と交通ネットワークの最適化を推進してまいります。

まず、都市基盤の充実では、JR鹿沼駅東側の整備などを着実に進め、安全で快適な生活環境が確保された市街地の形成を図ってまいります。

日常生活に不可欠な上下水道施設については、計画的な更新に努め、安全で安心な水環境を確保してまいります。

特に、老朽化が進んでいる黒川終末処理場については、施設管理の最適化を目的とする下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改修して

まいります。

また、自然災害が激甚化、頻発化する中、防災力を強化するため、国と県が推進する流域治水プロジェクトと連携・連動した「総合治水対策」を進めるほか、デジタルを活用した新たな防災情報支援システムを導入することで、スピーディかつ的確な避難情報の発信を図ります。

さらに、広域的な観点から消防業務の効率化、迅速化を目指し、周辺自治体との消防指令センターの共同運用の検討を進めるとともに、消防団員の出勤手当をはじめとする報酬等の待遇を改善することで、消防団員を確保し、「共助」による消防力の充実を図ります。

#### カ 市民協働（なごやかさ）～多様性を支える協働のまちづくり～

新たな総合計画では、これまで進めてきた市民協働のまちづくりをさらに進めるとともに、市民の皆さんと行政がまちを「共に創る」、「共創」のまちづくりを進めてまいります。

そのための具体的な取組の一つとして、新たに「地域のチカラ協働事業」がスタートいたします。地域の皆さんが自由な発想で主体的に取り組む持続可能な事業を支援することで、地域の課題解決や活性化を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関連して、感染者や濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく不当な差別が懸念されています。

こうした状況も含め、引き続き、様々な人権啓発を推進するとともに、他市に先駆けて創設したパートナーシップ制度の制度拡充や理解促進を図るなど、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を発揮できる社会の形成を推進します。

#### キ 行政経営（たくましさ）～将来を見据えた持続可能なまちづくり～

大都市における新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大の影響もあり、地方に対する注目度が高まっています。こうした人の流れの変化に的確に対応するため、デジタルを活用した効果的なシティプロモーションに取り組むとともに、本市への移住・定住をさらに促進してまいります。

また、公共施設の老朽化が進む中、健全な行財政を維持するため、施設の機能面での集約を含めた検討を進め、適正な配置更新に努めてまいります。

コロナ禍において、社会全体のデジタル化が大きく進みました。様々な場面で有効な手段となる「デジタル」を効果的に活用しながら、市民の皆さん

の利便性の向上や行政事務の効率化を目指してまいります。

### 3 真に持続可能なまち、やさしいまちを目指して

地域課題は年々複雑化し、行政だけでは到底解決できないものが数多くあります。むしろ、行政だけで解決できる課題はほとんどないと言っても過言ではありません。

例えば、新型コロナ対策においても、マスクの着用や手洗い・消毒の励行、外出の自粛など、市民の皆さん一人一人の主体的な取組がないと感染の拡大は止められません。

自然災害時も同様です。防災情報アプリへの登録や備蓄品の確保など、各自それぞれの日頃からの備えや、隣近所に困っている人がいればやさしい一言をかけることにより、被害は大幅に抑えられます。

さらに言えば、自然災害の原因とされる世界的な気候変動も同様です。一人一人の小さな行動変容が積み重なることで、脱炭素社会の実現など、極めて大きな課題の解決につながるものと思います。

こうした思いや願いをもとに、新しい総合計画では、32の全ての施策について、初めて「市民がみんなで協力してできること」を記載しました。

あるべき姿の実現に向けて、企業やNPOなどの団体も含めた多様な主体が「共感」し、できることは行動に移していくことが、真に持続可能なまち、さらには、やさしいまちをつくっていくためには必要不可欠であり、今を生きる私たちの未来への責任でもあると考えております。

SDGsの17番目のゴールは、「パートナーシップで目標を達成しよう」です。この目標を意識しながら、市政運営に努めてまいりますので、引き続き、御支援、御協力をお願い申し上げまして、令和4年度の施政方針といたします。

## 令和4年第1回鹿沼市議会定例会議案説明書

### ◎ 報告第 1号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年9月1日鹿沼市幸町1丁目6番26号ファミリーマート鹿沼幸町店駐車場において、保健福祉部職員が運転する軽乗用自動車、宇都宮市在住者運転の軽乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を101,882円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

### ◎ 報告第 2号 専決処分事項の報告について

(訴えの提起)

議案書記載の市営住宅の家賃の滞納者3人に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えを提起したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。

◎ 報告第 3号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年11月4日鹿沼市上田町1894番地先国道293号上において、都市建設部職員が運転する小型貨物自動車、大田原市在住者所有の小型乗用自動車に追突し、破損させたことに対し、損害賠償の額を135,382円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 4号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年12月15日鹿沼市深津3477番地先市道0006号線上において、日光市在住者所有の普通乗用自動車、日光市在住者所有の普通乗用自動車が走行中、道路陥没地に落ち、破損したことに対し、損害賠償の額を44,871円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。



◎ 報告第 5号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年1月5日鹿沼市鳥居跡町1437番地先国道293号上において、都市建設部職員が運転する小型貨物自動車、宇都宮市築瀬4丁目25番5号関東自動車株式会社所有のバスに追突し、破損させたことに対し、損害賠償の額を197,560円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 6号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和3年9月30日東部台コミュニティセンター駐車場において、教育委員会事務局職員が運転する軽貨物自動車、市内在住者所有の小型乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を42,133円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 7号 令和4事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業計画及び予算の報告について

◎ 報告第 8号 令和4事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業計画及び予算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和4事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

◎ 議案第 1号 専決処分事項の承認について

(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号))

歳入については、国庫支出金の増額を計上し、歳出については、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、臨時特別給付金給付事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を1,121,804,000円の増とし、予算総額を47,112,705,000円とするものである。

なお、繰越明許費の補正については、第2表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

第1項ただし書及び第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第4項 省略

◎ 議案第 2 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計予算について

令和 4 年度の一般会計予算は 4 1 2 億円、対前年度比 2. 2 パーセント増で「着実かつ積極型の予算」としたところである。

歳入については、自主財源の根幹をなす市税において、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの前年比では回復基調を見込み、依存財源の地方交付税や地方消費税交付金、地方譲与税など、国の動向や前年度決算見込みを考慮して計上したものである。

また、市債については、後年度の財政運営への影響を考慮し、対象事業の厳選に努めながら、新庁舎整備事業等 1 3 事業に係る建設事業債を計上したほか、一般財源の不足額を確保するため、臨時財政対策債の効果的な活用に努めた。

歳出については、直面する喫緊の課題として、新型コロナウイルス感染症対策事業、新しい生活様式によるデジタル化の推進、防災情報支援システムの構築による防災機能の強化、協働・共創によるまちづくり、子育て家庭への支援、新庁舎の整備、J R 鹿沼駅東側の整備、鹿沼インター産業団地の整備、水源地域振興拠点の整備、粗大ごみ処理施設基幹改良工事、いちご市推進事業、花木センターのパワーアップ、制度融資等の地域経済活性化事業、ヤオハンいちごパーク陸上競技場の全天候化への整備、いちご一会とちぎ国体関連事業に重点的に取り組むほか、新規事業として、西大芦コミュニティセンターの整備、女性問題をはじめとした相談体制の拡充、犯罪被害者等への支援、見笹霊園の整備、基幹相談支援センターの創設による障がい福祉施策の充実、ゼロカーボンの推進、祝日収集の拡充等によるごみ収集体制の見直し、がん患者医療用補装具等の助成、下水道処理施設の改修、思川開発関連事業である水道施設の整備事業、柳田邦男氏と中学生の対話による平和学習推進、国道無電柱化に併せた市道無電柱化、地域文化の保存伝承支援、英語検定受験料の支援、川上澄生美術館開館 3 0 周年記念事業、また、継続事業としては、子育て環境の充実、幼児教育及び保育機能の充実、森林整備と鹿沼産材販路拡大、新規就農者の支援、道路橋りょうの長寿命化を含む道路整備、学校施設の整備などに係る経費を計上し、教育、福祉の充実や都市基盤の整備促進を図るものである。

なお、継続費、債務負担行為及び地方債については、それぞれ第 2 表、第 3 表及び第 4 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第 3号 令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について

一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分等を計上し、この財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を充て、予算総額を10,055,300,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 4号 令和4年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について

公設地方卸売市場施設維持管理費等を計上し、この財源として、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等を充て、予算総額を12,800,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 5号 令和4年度鹿沼市介護保険特別会計予算について

居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等を計上し、この財源として、保険料、国県支出金、支払基金交付金、繰入金等を充て、予算総額を8,650,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 6号 令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について

健診事業費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上し、この財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金等を充て、予算総額を1,253,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 7号 令和4年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について

財産管理費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を354,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 8号 令和4年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について

財産管理費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を1,452,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 9号 令和4年度鹿沼市水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を1,649,917,000円、支出総額を1,431,049,000円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を996,839,000円、支出総額を1,648,469,000円計上するものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 1 0 号 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を 2,655,083,000 円、支出総額を 2,155,268,000 円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を 882,279,000 円、支出総額を 1,867,360,000 円計上するものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 1 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 1 0 号) について

歳入については、地方交付税、国県支出金、市債等の増減額を計上し、歳出については、バス路線対策費、公共施設整備基金積立金、かぬま・あわの振興基金積立金等の増減額を計上したもので、この補正額を 358,520,000 円の増とし、予算総額を 47,471,225,000 円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表及び第 3 表のとおりである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 号 令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

歳入については、国民健康保険税、繰入金、諸収入等の増減額を計上し、歳出については、国民健康保険財政調整基金積立金、償還金等の増減額を計上したもので、この補正額を 44,995,000 円の増とし、予算総額を 10,595,739,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 号 令和 3 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
について

歳入については、保険料、国県支出金等の増額を計上し、歳出については、介護給付費準備基金積立金、介護予防・日常生活支援総合事業費等の増額を計上したもので、この補正額を 24,117,000 円の増とし、予算総額を 8,863,119,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 4 号 令和 3 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 2 号）について

歳入については、後期高齢者医療保険料の増額を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上したもので、この補正額を 19,417,000 円の増とし、予算総額を 1,179,151,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 5 号 財産の取得について

上南摩町地内の土地 52,156.97 平方メートルを水源地域振興拠点施設用地として、議案書記載の 1 8 人及び財務省関東財務局宇都宮財務事務所から 164,852,555 円で取得するためのものである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 7 号まで 省略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をす

ること。

第9号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得  
又は処分に関する条例

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

◎ 議案第16号 第8次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定について

本市における最上位計画である第7次鹿沼市総合計画の計画期間満了に伴い、新たに第8次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画を策定するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市議会の議決すべき事件を定める条例

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 前号の基本構想に基づく基本計画の策定、変更(内容の実質的な変更を伴うものに限る。)又は廃止に関すること。

第3号から第5号まで 省略

◎ 議案第17号 辺地に係る総合整備計画の策定について

令和4年度から令和8年度までにかけて予定する辺地内の公共的施設の整備に必要な財源を確保するため、それぞれの辺地に係る総合整備計画を策定するためのものである。



(参照条文) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第2項から第8項まで 省略

◎ 議案第18号 市道路線の認定について

仁神堂町、縦山町、上殿町及び幸町1丁目地内における開発行為により新たに築造された道路を市道として認定するとともに、上石川、下石川及び上南摩町地内において移管を受ける旧国道及び旧県道を市道として認定するためのものである。

(参照条文) 道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項から第5項まで 省略

◎ 議案第19号 鹿沼市犯罪被害者等支援条例の制定について

本市における犯罪被害者等への支援に関し、基本理念及び犯罪被害者等への支援の基本となる事項を定めることにより、必要な支援を総合的に推進するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

- ◎ 議案第20号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

人事院規則の一部改正に準じ、職員の不妊治療のための休暇を新設するとともに、看護休暇が適用される職員の子の年齢を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第19号と同じ。

- ◎ 議案第21号 鹿沼市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

本市の厳しい財政状況を考慮し、令和4年度における市長、副市長及び教育長の給料月額について、それぞれ100分の5に相当する額を減額することにより、当面の適切な財政運営に資するためのものである。

(参照条文) 議案第19号と同じ。

- ◎ 議案第22号 鹿沼市野外活動研修施設条例の廃止について

令和4年3月末をもって野外活動研修施設を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第19号と同じ。

◎ 議案第 23 号 鹿沼市身体障害者補装具費等自己負担金助成に関する条例の廃止について

自己負担金助成制度の対象者への助成は継続しつつ、令和 4 年 6 月末をもって同制度を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 19 号と同じ。

◎ 議案第 24 号 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

一般家庭のごみを環境クリーンセンターに搬入する場合における廃棄物処理手数料を定めるとともに、ごみの区分に新たに危険ごみを追加するためのものである。

(参照条文) 議案第 19 号と同じ。

◎ 議案第 25 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児がいる世帯における国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するとともに、賦課限度額の見直し等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 19 号と同じ。

◎ 議案第 26 号 鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部改正について

都市計画法等の一部改正に伴い、市街化調整区域において特例的に開発等を認める条例で指定した区域から、災害の危険性の高い区域を除外するためのものである。

(参照条文) 議案第19号と同じ。

- ◎ 議案第27号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、鹿沼市自治基本条例外13件の関係条例を整備するためのものである。

(参照条文) 議案第19号と同じ。

- ◎ 議案第28号 鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

消防団員の処遇等の改善のため、その報酬、定数等の見直しを行うためのものである。

(参照条文) 議案第19号と同じ。

- ◎ 議案第29号 鹿沼市監査委員の選任について

本市監査委員高田悦夫氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

第1項ただし書及び第2項から第6項まで 省略

◎ 議案第 30 号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員田島二三夫氏が令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市長等政治倫理条例

第 6 条 前条第 1 項の規定による調査請求に係る調査及びその審議を行うため、鹿沼市政治倫理審査会（以下「政治倫理審査会」という。）を置く。

2 政治倫理審査会は、市長が議会の同意を得て委嘱する 7 人以内の委員をもって組織する。

第 3 項から第 7 項まで 省略

◎ 議案第 31 号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員上原昭夫氏が令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第 30 号と同じ。

◎ 議案第 32 号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員山崎晴美氏が令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第 30 号と同じ。

◎ 議案第 33 号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員福田英則氏が令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となるので、新たに麦倉秀明氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第30号と同じ。

◎ 議案第34号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員木嶋孝太氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第30号と同じ。

◎ 議案第35号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員渡辺洋子氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第30号と同じ。

◎ 議案第36号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員高田悦夫氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第30号と同じ。